

F O M A サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]								
<p style="text-align: center;">第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～29 (略)</p> <p>第 1 表 料金 第 1～第 2 (略) 第 3 通信料 1 適用</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～29 (略)</p> <p>第 1 表 料金 第 1～第 2 (略) 第 3 通信料 1 適用</p>								
通信料の適用	通信料の適用								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">(1)～(7) (略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">(7) の 2 パケット通信モードによる通信の料金の適用</td> <td style="padding: 5px;"> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク キの規定によるほか、当社は、らくらくパケ・ホーダイを選択している契約者が、<u>sp モード機能 (別表 2 に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします) を廃止した場合は、らくらくパケ・ホーダイを廃止します。</u></p> <p>ケ～シ (略)</p> <p>ス パケ・ホーダイダブル及びパケ・ホーダイシンプル (以下「パケ・ホーダイダブル等」といいます。) に係る適用は次のとおりとします。</p> <p>(ア) パケ・ホーダイダブル等の適用を受けている F O M A の契約者回線から行った i モード等通信 (i モードフルブラウザを使用した通信以外のものに限ります。) <u>及び sp モード機能の利用に係る通信 (パケ・ホーダイダブル等を選択している期間において、当社が定める端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認したものに限ります。)</u> に関する料金 ((8) の 2 に規定する料金を除きます。) については、アの規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額が 4,200 円を超える場合は、4,200 円をその月間累計額とみなして取り扱います。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	(1)～(7) (略)	(略)	(7) の 2 パケット通信モードによる通信の料金の適用	<p>ア～キ (略)</p> <p>ク キの規定によるほか、当社は、らくらくパケ・ホーダイを選択している契約者が、<u>sp モード機能 (別表 2 に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします) を廃止した場合は、らくらくパケ・ホーダイを廃止します。</u></p> <p>ケ～シ (略)</p> <p>ス パケ・ホーダイダブル及びパケ・ホーダイシンプル (以下「パケ・ホーダイダブル等」といいます。) に係る適用は次のとおりとします。</p> <p>(ア) パケ・ホーダイダブル等の適用を受けている F O M A の契約者回線から行った i モード等通信 (i モードフルブラウザを使用した通信以外のものに限ります。) <u>及び sp モード機能の利用に係る通信 (パケ・ホーダイダブル等を選択している期間において、当社が定める端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認したものに限ります。)</u> に関する料金 ((8) の 2 に規定する料金を除きます。) については、アの規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額が 4,200 円を超える場合は、4,200 円をその月間累計額とみなして取り扱います。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">(1)～(7) (略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">(7) の 2 パケット通信モードによる通信の料金の適用</td> <td style="padding: 5px;"> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク キの規定によるほか、当社は、らくらくパケ・ホーダイを選択している契約者が、<u>別表 2 に規定する sp モード機能を廃止した場合は、らくらくパケ・ホーダイを廃止します。</u></p> <p>ケ～シ (略)</p> <p>ス パケ・ホーダイダブル及びパケ・ホーダイシンプル (以下「パケ・ホーダイダブル等」といいます。) に係る適用は次のとおりとします。</p> <p>(ア) パケ・ホーダイダブル等の適用を受けている F O M A の契約者回線から行った i モード等通信 (i モードフルブラウザを使用した通信以外のものに限ります。) に関する料金 ((8) の 2 に規定する料金を除きます。) については、アの規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額が 4,200 円を超える場合は、4,200 円をその月間累計額とみなして取り扱います。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	(1)～(7) (略)	(略)	(7) の 2 パケット通信モードによる通信の料金の適用	<p>ア～キ (略)</p> <p>ク キの規定によるほか、当社は、らくらくパケ・ホーダイを選択している契約者が、<u>別表 2 に規定する sp モード機能を廃止した場合は、らくらくパケ・ホーダイを廃止します。</u></p> <p>ケ～シ (略)</p> <p>ス パケ・ホーダイダブル及びパケ・ホーダイシンプル (以下「パケ・ホーダイダブル等」といいます。) に係る適用は次のとおりとします。</p> <p>(ア) パケ・ホーダイダブル等の適用を受けている F O M A の契約者回線から行った i モード等通信 (i モードフルブラウザを使用した通信以外のものに限ります。) に関する料金 ((8) の 2 に規定する料金を除きます。) については、アの規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額が 4,200 円を超える場合は、4,200 円をその月間累計額とみなして取り扱います。</p>
(1)～(7) (略)	(略)								
(7) の 2 パケット通信モードによる通信の料金の適用	<p>ア～キ (略)</p> <p>ク キの規定によるほか、当社は、らくらくパケ・ホーダイを選択している契約者が、<u>sp モード機能 (別表 2 に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします) を廃止した場合は、らくらくパケ・ホーダイを廃止します。</u></p> <p>ケ～シ (略)</p> <p>ス パケ・ホーダイダブル及びパケ・ホーダイシンプル (以下「パケ・ホーダイダブル等」といいます。) に係る適用は次のとおりとします。</p> <p>(ア) パケ・ホーダイダブル等の適用を受けている F O M A の契約者回線から行った i モード等通信 (i モードフルブラウザを使用した通信以外のものに限ります。) <u>及び sp モード機能の利用に係る通信 (パケ・ホーダイダブル等を選択している期間において、当社が定める端末設備のみを利用して行ったことを当社が確認したものに限ります。)</u> に関する料金 ((8) の 2 に規定する料金を除きます。) については、アの規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額が 4,200 円を超える場合は、4,200 円をその月間累計額とみなして取り扱います。</p>								
(1)～(7) (略)	(略)								
(7) の 2 パケット通信モードによる通信の料金の適用	<p>ア～キ (略)</p> <p>ク キの規定によるほか、当社は、らくらくパケ・ホーダイを選択している契約者が、<u>別表 2 に規定する sp モード機能を廃止した場合は、らくらくパケ・ホーダイを廃止します。</u></p> <p>ケ～シ (略)</p> <p>ス パケ・ホーダイダブル及びパケ・ホーダイシンプル (以下「パケ・ホーダイダブル等」といいます。) に係る適用は次のとおりとします。</p> <p>(ア) パケ・ホーダイダブル等の適用を受けている F O M A の契約者回線から行った i モード等通信 (i モードフルブラウザを使用した通信以外のものに限ります。) に関する料金 ((8) の 2 に規定する料金を除きます。) については、アの規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額が 4,200 円を超える場合は、4,200 円をその月間累計額とみなして取り扱います。</p>								

<p>(イ) パケ・ホーダイダブル等の適用を受けている F O M A の契約者回線から行った i モード等通信 (i モードフルブラウザを使用した通信に限ります。)、sp モード機能の利用に係る通信 ((ア) の規定が適用される通信を除きます)、128k 通信モードによる通信及びその他パケット通信モードによる通信 (F O M A サービスの契約者回線から、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパケット通信モードによる通信をいい、当社が別に定めるものを除きます。) に関する料金については、アの規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額と(ア)の規定により算定した料金の月間累計額の合計額 (以下この欄において「i モード等通信月間累計額」といいます。) が 5,700 円を超える場合は、5,700 円をその合計額とみなして取り扱います。</p> <p>(ウ)～(ク) (略)</p> <p>セ パケ・ホーダイフラットに係る適用は次のとおりとします。</p> <p>(ア) パケ・ホーダイフラットの適用を受けている F O M A の契約者回線から行った i モード等通信 (i モードフルブラウザを使用した通信以外のものに限ります。) に関する料金 ((8) の 2 に規定する料金を除きます。)、sp モード機能の利用に係る通信及びその他パケット通信モードによる通信 (F O M A サービスの契約者回線から、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパケット通信モードによる通信をいい、当社が別に定めるものを除きます。) については、アの規定にかかわらず、支払いを要しません。</p> <p>(イ)～(エ) (略)</p> <p>ソ (略)</p> <p>(注) (略)</p>	<p>(イ) パケ・ホーダイダブル等の適用を受けている F O M A の契約者回線から行った i モード等通信 (i モードフルブラウザを使用した通信に限ります。)、sp モード機能の利用に係る通信 ((ア) の規定が適用される通信を除きます)、128k 通信モードによる通信及びその他パケット通信モードによる通信 (F O M A サービスの契約者回線から、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパケット通信モードによる通信をいい、当社が別に定めるものを除きます。) に関する料金については、アの規定により算定した額を適用します。この場合において、その料金の月間累計額と(ア)の規定により算定した料金の月間累計額の合計額 (以下この欄において「i モード等通信月間累計額」といいます。) が 5,700 円を超える場合は、5,700 円をその合計額とみなして取り扱います。</p> <p>(ウ)～(ク) (略)</p> <p>セ パケ・ホーダイフラットに係る適用は次のとおりとします。</p> <p>(ア) パケ・ホーダイフラットの適用を受けている F O M A の契約者回線から行った i モード等通信 (i モードフルブラウザを使用した通信以外のものに限ります。) に関する料金 ((8) の 2 に規定する料金を除きます。)、sp モード機能の利用に係る通信及びその他パケット通信モードによる通信 (F O M A サービスの契約者回線から、当社が定める接続先その他の接続方法により行ったパケット通信モードによる通信をいい、当社が別に定めるものを除きます。) については、アの規定にかかわらず、支払いを要しません。</p> <p>(イ)～(エ) (略)</p> <p>ソ (略)</p> <p>(注) (略)</p>
<p>(7)の3～(25) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>第4～第7 (略)</p> <p>第2表～第7表 (略)</p> <p>別表1～別表10 (略)</p> <p>附則 (平成 27 年 6 月 11 日経企第 522 号) (実施期日)</p>	<p>2 (略)</p> <p>第4～第7 (略)</p> <p>第2表～第7表 (略)</p> <p>別表1～別表10 (略)</p>

1 この改正規定は、平成 27 年 6 月 19 日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 経企第 1251 号（平成 26 年 1 月 10 日）の附則第 3 項第 5 号中「(1) から (4) 」を「(1) から (5) 」へ改め、同号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の一号を加えます。

(5) 料金表第 1 表第 3（通信料）の（7）の 2 パケット通信モードに係る定額通信料等の適用については、改正後の規定によるパケット通信モードに係る定額通信料等の適用の場合に準ずるものとします。

専 用 回 線 等 接 続 サ - ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]		[現 行]	
第 1 章～第13章 (略)		第 1 章～第13章 (略)	
料金表 通則 1～12 (略) (注) (略)		料金表 通則 1～12 (略) (注) (略)	
第 1 表 料金		第 1 表 料金	
第 1 (略)		第 1 (略)	
第 2 付加機能使用料		第 2 付加機能使用料	
1 適用		1 適用	
(1)～(2) (略)	(略)	(1)～(2) (略)	(略)
(3) アシスト情報送信機能に係る付加機能使用料の適用	<p>ア アシスト情報送信機能に係る付加機能使用料については、第11種接続装置に係る契約者があらかじめ指定した F O M A サービス、X i サービス、卸 F O M A サービス又は卸 X i サービス（以下「指定 F O M A 等」といいます。）ごとに適用します。この場合において、F O M A サービス及び卸 F O M A サービスの契約者回線については、タイプ 2 に係る第11種接続装置の提供を受けている契約者に限り、指定することができます。</p> <p>イ 別表 2（付加機能）に規定する代表機能の提供を受けているときは、アの規定にかかわらず、その代表機能に係る 2 以上の第11種接続装置に関する専用回線等接続契約のうち、契約者が指定した 1 の専用回線等接続契約における指定 F O M A 等に係るアシスト情報送信機能に関する付加機能使用料のみ適用します。</p>	(3) アシスト情報送信機能に係る付加機能使用料の適用	アシスト情報送信機能に係る付加機能使用料については、第11種接続装置に係る契約者があらかじめ指定した F O M A サービス、X i サービス、卸 F O M A サービス又は卸 X i サービスの（以下指定 F O M A 等といます。）ごとに適用します。この場合において、F O M A サービス及び卸 F O M A サービスの契約者回線については、タイプ 2 に係る第11種接続装置の提供を受けている契約者に限り、指定することができます。
2 料金額		2 料金額	
(略)	(略)	(略)	(略)
アシスト情報送信機能	(略)	位置測位機能	(略)

第3～第5（略）

第2表～第3表（略）

別表1（略）

別表2 付加機能

1～6（略）	（略）
<p>7 代表機能（FOMAパケットアクセスセレクト／Xiデータアクセスセレクト）</p> <p>2以上の同一の種類の接続装置に係る専用回線等接続契約（同一の契約者に係るものに限りま<u>す。</u>）について、それらの契約者識別番号を代表する番号（この機能を提供するために当社が付与する番号をいいます。以下「代表番号」といいます。）を定め、その代表番号に着信する通信があった場合に、いずれか1の専用回線等に接続することができるようにする機能をいいます。</p>	<p>(1)～(2)（略）</p> <p><u>(3) 当社は、アシスト情報送信機能（23欄に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）の提供を受けているビジネスmopera契約者からこの機能の利用の請求を受けたときは、この機能に係る2以上の第11種接続装置に関する専用回線等接続契約における指定FOMA等が同一である場合に限り、この機能を提供します。</u></p> <p><u>(4) 当社は、ビジネスmopera契約者からこの機能を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、この機能を廃止します。</u></p> <p>① <u>この機能に係る2以上の同一の種類の接続装置に関する専用回線等接続契約が同一の契約者に係るものでないと当社が認めたとき。</u></p> <p>② <u>この機能と同時にアシスト情報送信機能の提供を受けている場合であって、この機能に係る2以上の第11種接続装置に関する専用回線等接続契約における指定FOMA等が同一でないと当社が認めたとき。</u></p>
8～22（略）	（略）

第3～第5（略）

第2表～第3表（略）

別表1（略）

別表2 付加機能

1～6（略）	（略）
<p>7 代表機能（FOMAパケットアクセスセレクト／Xiデータアクセスセレクト）</p> <p>2以上の同一の種類の接続装置に係る専用回線等接続契約について、それらの契約者識別番号を代表する番号（この機能を提供するために当社が付与する番号をいいます。以下「代表番号」といいます。）を定め、その代表番号に着信する通信があった場合に、いずれか1の専用回線等に接続することができるようにする機能をいいます。</p>	<p>(1)～(2)（略）</p>
8～22（略）	（略）

23 アシスト情報送信機能

指定 F O M A 等が、第11種接続装置（接続装置の区分がイーサネット接続用のものに限り。）に係る接続点との間の通信を行う間、当社が定める方法により、位置の測定に係るアシスト情報（その契約者回線に接続されている移動無線装置の位置の測定の際に参考となる情報であって、当社が提供するものをいいます。）を送信する機能をいいます。

(1) 第11種接続装置に係るビジネスmoperaサービス（6欄に規定する接続先識別機能又は14欄に規定する接続迂回機能の提供を受けているものを除きます。）に限り提供します。

(2) 当社は、この機能と同時に代表機能（7欄に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）の提供を受けているビジネスmopera契約者からこの機能の利用の請求を受けたときは、その代表機能に係る2以上の第11種接続装置に関する専用回線等接続契約における指定 F O M A 等が同一である場合に限りこの機能を提供します。

(3) 当社は、ビジネスmopera契約者からこの機能を廃止する申出があった場合のほか、この機能と同時に代表機能の提供を受けている場合であって、代表機能における2以上の第11種接続装置に関する専用回線等接続契約における指定 F O M A 等が同一でないと当社が認めるときは、この機能を廃止します。

(4)～(6) (略)

23 アシスト情報送信機能

指定 F O M A 等が、第11種接続装置（接続装置の区分がイーサネット接続用のものに限り。）に係る接続点との間の通信を行う間、当社が定める方法により、位置の測定に係るアシスト情報（その契約者回線に接続されている移動無線装置の位置の測定の際に参考となる情報であって、当社が提供するものをいいます。）を送信する機能をいいます。

(1) 第11種接続装置に係るビジネスmoperaサービス（6欄に規定する接続先識別機能、7欄に規定する代表機能又は14欄に規定する接続迂回機能の提供を受けているものを除きます。）に限り提供します。

(2)～(4) (略)

別表3～別表4 (略)

附 則 (平成27年6月11日経企第522号)

この改正規定は、平成27年6月22日から実施します。

別表3～別表4 (略)